

- 議 長 日程第3「議案第28号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
- 町長 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 (提案説明)
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 子育て健康課長 (細部説明)
- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 4 番 利 根 川 保育士が全国的に足りないということで、小規模保育施設については保健師、看護師、そして准看護師も保育士と認めるということのための条例改正ということと理解しておりますけれども、准看護師の場合は中卒2年ですね、保育士の場合は高卒、最低2年、あるいは3年修業しなければ保育士の免許をもらえない。そこにですね、かなりの学識経験という差がありますけれども、1つお伺いしたいのは、准看護師という制度は廃止をしたいということで、もう何十年も前から言われているので、准看護師という制度に基づく養成がまだ行われているのかどうなのか、それが1つ。
- 子育て健康課長 2つ目、保育士と准看護師と学識経験なんかの差がありますけれども、それを准看護師がカバーできるのかどうなのか、その辺ですね。修業年限も大分違いますので、その点。そして、ただ単にですね、保育士の人数が足りない、だから准看護師まで保育士と認める、こういう安易なやり方でいいのかどうなのか、その辺の見解をお伺いしたいと思います。
- 子育て健康課長 准看護師につきましては、神奈川県の説明ではこれからふやしていくことはしないということで。ただし、こちらの、国のほうのものと省令が変わりましたので、制度としては准看護師も認めていく方向という形でございます。実際にですね、実力差といいますか、スキルには差があるとは思いますが、国の省令のほうで認めているというものなので、今回改正の案を提案させていただきました。
- 4 番 利 根 川 もし保育中の事故対応なんかの問題が起きたときに、どうするおつもりでしょうか。それをお聞きして終わり。
- 子育て健康課長 保育所でも、保育士もそうなんですけども、その准看護師等についても研修

を行っていただくので、ちょっとそれでスキルアップをしていただくほかがないかなと考えております。

議 長 よろしいですか。ほかに。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第28号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第29号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第29号松田町学

童保育に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第30号松田町国民健康保険税条例及び松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第30号松田町国民健康保険税条例及び松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第31号松田町町道路線の認定について」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

まちづくり課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ありませんか。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第31号松田町町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 暫時休憩いたします。15時10分より再開いたします。(14時38分)

議 長 若干、皆様とお約束した時間より早いですが、おそろいですので休憩を解いて会議を再開いたします。(15時08分)

議 長 日程第7「議案第32号平成27年度松田町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

なお、議員の皆様方に一言、御報告とおわびも兼ねてお話をさせていただきます。

昨日の大館議員からいただいた観光協会についての私の答弁の中に、疑念という言葉が発しております。その内容といたしましては、皆さんがとっていらっしゃるような疑念という重いようなこと、とかいろいろあるかと思うんですけども、私自身、まだ一部理解していない部分があるというふうな感覚でおりますので、その疑念の重さ云々かんぬんはいろいろとあろうかと思っておりますけれども、そういった部分がクリアできれば次なる、さらなる予算執行ということでやってまいる予定でおりますので、そういうふうに御理解いただければと思います。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。(発言を求める声あり)

11番 大 館 今、町長のほうから私の質問に対してのこともありましたけどですね、町長は観光協会の総会の折も、しかもきのう私の質問に対しても、それからきのうの全協の前に話をされました。その都度、疑念、疑念という話が出ていたわけですから、今簡単にそれをね、思いが違うでしょうって、そんな甘いものじゃないんです。ここで発言したものは地球より重いんです。ですから、そういう

疑念があるとしたら、98条でも百条委員会でも設置していただいて、我々議会としてもですね、それはきちっと調査しなければいけない責任があると思うんで、議長、98条でよかろうと思いますけれども、設置をしていただくような取り計らいをしていただければありがたいと思います。

議長 後刻、議運の皆さんとよく相談しまして、その今の11番議員の意見を相談させていただきたいと思います。また、町長に対してはそういう…先ほどの言葉に対して議長として注意をしておきまして、町長もそれを取り消すようなことをこの場でも再三発言されておりますので、そういうことも鑑みましてね、議運の委員会のほうともよく相談させていただきます。よろしいですか。

11番 大 館 この審議が始まる前にやってもらえるんですか。終わってからですか。閉会してから。閉会してからでは意味がありませんから。閉会中…あ、開会中に…（「開会中です」の声あり）お願いします。

議長 最終ですね。
では、町長の提案説明が終わりましたので、担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 (細部説明)

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

4番 利根川 それでは2点にわたって質問をさせていただきます。

財政運営の問題からですね、1点目は入りたいと思います。私も1,000円会費で、1,000円会員ということで、ここ3年間観光協会の総会に出席をさせていただいております。そこで気づいたのはですね、ことしの総会、観光協会の総会で議決をされました町からの補助金850万、観光協会の総会で議決がされています。どうもちょっと少ないんじゃないかなと思って、うち帰って予算書をめくってみしたら、平成27年度松田町一般会計、これは平成27年3月の12日に議決をされております。これで載っているところによると、町補助金、観光協会に対する町の補助金1,044万5,000円。と、これ差額が約200万円あるわけでございます。その辺のタイムラグがありますので、町の補助金を組むときの、ことしの1月ぐらいに決定していると思います。観光協会については4月か5月ごろ予算を事務局が設定すると思います。タイムラグが大分ありますので、この辺の差が出たことに対してはですね、当然今回の補正予算に減額補正

を提出されるのが当然だというふうに理解しております。その辺につきまして山口担当参事から、この辺の差異について詳細の説明を求めたいと思います。

参事兼観光経済課長 現在それにつきましては観光協会とまだ煮詰まった打ち合わせ、当然うちのほうといたしましては、前回の議会のときにも御説明申し上げましたとおり、残業を減らすという件につきまして議会でもお認めいただいた金額が1,044万5,000円でございます。今回観光協会の総会に出された金額はたしか851万2,000円というふうになっております。その差につきましては現在内容を煮詰めた段階で受けていただく、うちのほうの申し出といいますか、こういう形で今、町は観光行政に力を入れているという中で、当然やることもいろいろふえてまいっております。そのような形の中で今調整中という形で御理解いただければと思います。

4 番 利 根 川 大体当初予算を編成するときにはですね、大体10月か11月ごろ町長の編成方針を出され、それに伴って各担当課においては県と調整したりして補助金の調整、あるいは団体から要望書をとったりするわけですね。そして予算を煮詰めて大体その年の12月、去年の12月の段階である程度概算をきっちり決めてですね、予算を提出し、年が明けて町長の予算査定に臨むわけですね。それから考えると、去年の12月ごろからもう各団体との予算調整をしているんじゃないかというふうに思います。私もちょっとその辺が疑問に感じたんで、きょう来るときに健康福祉センターにちょっと寄りまして、社会福祉協議会の予算書、あるいはシルバー人材センターの予算書をちょっと見せてくれ。見せていただきましたところ、それぞれ総会とか評議員会で議決をしている金額と、27年度の当初予算、町の当初予算に載っている金額がイコールであったと。半年間もまだ調整をしておりますなんていうのは一体どこに原因があったか、その辺の原因をきちんと報告、説明していただかないと、我々が3月の12日に1,044万5,000円を議決したのは一体何だったんだ。一体何だったんですか、これは。その辺を説明してください。

参事兼観光経済課長 当然うちのほうといたしましても、議会でお認めいただいたお金です、1,044万5,000円。昨年度に比べまして244万5,000円の増額となっております。それにつきまして、当然内容につきましては観光協会、それと煮詰めて、さまざま

な件で内容については煮詰めてまいりました。しかしながら、妥協して…妥協というか、うちのほうで考えている内容についてはなかなか受け入れていただけなかったという形の中で現在まで来ております。

4 番 利 根 川 私私が言っているのは、私が言っているのは、去年の10月ごろに町長の予算編成方針が各課に出されて、それから各団体に予算要望でやって、ヒアリングをやったりして、12月ぐらいに予算を固めるわけでしょう。半年間も何をやっていたんですか、あなたは。何やっていたんですか、半年間。そこの辺をだから聞いているんですよ。

参事兼観光経済課長 今申し上げましたとおり、うちのほうとしては当然、何回も申し上げますけれども、打ち合わせの打ち合わせです。ですから、その予算については当然800万からいろんな絡みでうちのほうの残業が多いとか、そこら辺の件につきましてどうしたら少なくなるか、それが一点。その件で観光協会に委託するもの、お願いすることはお願いしなくちゃいけないと。ただし、その件についての御了解、納得が得られていないというのが一つでございます。

4 番 利 根 川 納得が得られてない金額を、1,044万5,000円を計上されたという理解でよろしいんですか。我々はどうやってそれを判断すればいいの。6カ月も時間があるんですよ、6カ月も。じゃあその間、何やっていたんですか。本来その差額があるんなら差額があるで私は構いません。構わないんですよ、両者の話し合いでね。そしたらそれをここの補正予算で補正…減額補正をして、今後話し合いが何かでついた場合に9月とか10月の補正予算で計上するのが筋でしょう。筋でしょう。私が提案しなきゃ、来年の3月まで調整しているんですか。それで…そういう理解でよろしいんですか。じゃあ、かつてね、私も職員でいましたから、経験上よくわかりますけども、今の観光経済課は一体何人職員がいるの。我々の時代から。何人職員がいるんですか。あれだけの職員を抱えていて、半年間も調整をしている、おまえら仕事怠慢じゃないかって言われたら、あなたどうやって答えますか。

参事兼観光経済課長 今、先ほど来申し上げておりますけれども、これにつきましての…昨年800万、ことしの244万5,000円の増額の件につきましては、今当然打ち合わせをしております。ただ、今回の補正には町が間に合っておりませんので、場合によ

りましたらこの組みかえ、もしくは内容の変更、減額、いろいろな形のを9月の議会には提案させていただきたいというふうに考えております。

- 4 番 利 根 川 だめなんですよ、それは。9月の議会に提案したって、もう8月の22日は観光まつりは終わっちゃっているでしょう。今、ハーブまつりをやっているでしょう。ね。9月の議会だって、9月の20日…半ばぐらいから補正予算提案して、執行は10月ですよ。あと何があるんですか。きらきらフェスタだけのために予算の編成の組みかえをするんですか。そんなやり方でいいんですか。だから私は何回も言っているように、昨年10月、11月ぐらいから各団体と予算調整をするでしょう。そこで数字をぴたっと固めて計上してきたんじゃないですか。それでその数字を我々が議決をして、そしてその団体行ってみたら、何、200万も違う数字が議決されているじゃんか。これじゃあ一体あなた方はね、我々の職員でいた時代、平成12年まで私は…平成15年までおりましたよ。そのときに当時の経済課、観光商工課、いろいろ名前が変わりましたが、それから比べて今何人いるんですか、職員が。何をやってきたの、半年間。給料返せとは言わないけれども、半年間何をやってきたか。調整していたんですか。そのまま来年の3月までいくんですか。そしてこういう形で決算を打つんですか、来年の9月に。だからそれを言っているんですよ。だって、1,044万5,000円もちゃんと観光協会に受け入れて、それで、何、ハーブまつりだとかいろんな観光まつりとかやっていただくのが当然の結果じゃないですか。当然の行為でしょう。それがいまだにまだ調整をしております、いつまで調整するの。

参事兼観光経済課長 結論につきましては当然近々のうちに出す予定でおります。

- 4 番 利 根 川 いや、もう何回もやるのはよしましょうよ。あなた参事ですよ、参事。参事というのは我々の時代では部長だよ、部長。産業建設部長、かつての。近々のうちに。近々っていつまで。あと半年間。じゃあ、我々はどこを見て予算議決をすればいいんですか。ということは、すべての団体の補助金に対して我々議会側が不信感を持つということですよ。もっと自信を持ってぴっちりやってください。いいですか。近々っていつですか、じゃあ。

参事兼観光経済課長 今月中には固めたいと思っております。

- 4 番 利 根 川 今月中にきちんと固めていただくことを期待しております。もうそれ以上言

い方がございません。ただし、こういうやり方というのは納得できない。納得できないよ。来年の当初予算、もし私が9月13日で町民の皆さんから信託を受けた場合に、来年の3月の当初予算の審議ではこの辺をぎっちりやらせていただきます。本当にこの数字は大丈夫なのかよ。各団体に受け入れてくれるのかよ。仕事ができるのかよ。だから、町当局と観光協会とどういういきさつがあるかということについては私は関知しませんよ。予算計上されてこれだけ必要なだと、観光協会に仕事を頼むんだと、そうしたら何か200万も少なくなっちゃって。これは私はね、議会じゃなくたってね、我々をばかにしているということだよ、1,044万5,000円の予算計上して850万。観光協会行ったら850万。まだ調整をしております。いつまで調整するんだか知りませんが、ちょっと私はね、各団体の補助金に対しては非常に不信感を抱いております。こういうやり方で非常にいいんですかね。

それからもう一点だけ伺います。これで最後にしますけども、町長にお伺いします。きのうの全員協議会の中で町長から報告がありました。非常に観光行政に意欲のある人がいますので、その人を何とかして、観光協会だかどこだか知りませんが、採用してどうのこうのというお話が出てましたけれども、町の税金で結局補助で流れて、補助金で流れて採用するわけですので、社会福祉協議会にしても、あるいはシルバー人材センターにしても、そういう職員の採用については町の職員と準じた形で公募するのが原則だと思います。公募していただいて、内容を審査して、採用するなり不採用にするなり。あるいはそれぞれの団体、あるいは町当局の役割だと思いますけれども、そういう方法はとっていただけるかどうか、それだけ伺ってやめます。

町長 御質問ありがとうございます。町民主権、住民主権という立場から申し上げると、今おっしゃるように、やっぱり公募型で採用する方向で進めるのが適当だと思いますので、もし必要ということで人材を確保するときの場合はその方法でやっていきたい。

4 番 利 根 川 町民はですね、町民の中にはそういう町の外郭団体…外郭団体と言ったら失礼ですけども、そういう団体で働きたい、あるいは社会福祉協議会で働きたいとかシルバー人材センターで働きたいという若者がたくさんいると思います。

ですから、そういう人たちに広く門戸を与えてですね、公募をして、その内容をよく審査をしていただいて、そしてこの人が適当であろう、この人頑張ってもらえるよと、そういう人をですね、きちんと採用をしていただいて、観光行政なり、社会福祉行政なり当たっていただくことを期待して私の質問を終わりにいたします。以上で終わります。

議 長 ほかに。

8 番 齋 藤 EMSサービスですか、このことについてお聞きしたいと思います。先ほど政策推進課長の御説明によりますと、機械器具設置等を業者にさせていただくということですが、システム的に光を入れながらネットワークを使うシステムになるかとは思いますが、その辺、そういう理解でよろしいのでしょうか。

福 祉 課 長 昨日の全員協議会のほうで資料を提示させていただきましたように、県のほうが公募した事業者さんのほうがそちらのほうを運営されることになります。お聞きしている内容といたしましては、NTTの3D回線を御利用になるというふうに聞いております。3D回線。以上です。

8 番 齋 藤 一応3D回線のところはよくわからないんですけども、その辺はもっと…。

福 祉 課 長 失礼いたしました。具体的に言うと、NTTドコモさんの回線を基地局のほうの電波を使いながらやられるそうで、ある程度アナログタイプの部分の回線を利用するとか、光回線とかのケーブルを利用するとかという予定ではないようでございます。

議 長 よろしいですか。

8 番 齋 藤 その辺ちょっとよくわからないんですけども、今、ドコモさんなんかも光を使いながらの回線を、今、電波法が変わって何か、いろんなことをやっているみたいとは思いますが、これテスト事業が終わったら、それは全部今度引き上げてしまうんですか。それとも、多分システム使うのに、月額幾らだとかというのは多分出てくるんじゃないかなと思うんですけども、その辺、終わった後のことはどのようになっているのでしょうか。

福 祉 課 長 実証事業のビジネスモデルの事業でございますので、松田町をフィールドにして全国で使えるような形に持っていくというのが目的だと思っております。

す。既にお願ひ…県のほうで採択されている事業者さんにつきましては、東北地方であるとか北海道のほうである程度実績を積まれてきている。国のほうの補助予算とかをお使いになりながらやられてきているというふうに伺っております。そこでその後どうなっているのかという形でお伺いしましたら、いわゆるスマートフォンとかにSIMカードが入っているかと思えますけども、そのSIMカードを2年間は有効な状態だそうでございます。モデル事業の期間が5カ月間でございますので、残りの1年半強につきましては、そちらのほうで、会社のほうで負担されている状態の部分のものは残されていきます。あとそのコールセンターとかのほうにつなぐ部分につきましては、ある程度その通信料とかの部分の負担が出てくる予定のようでございますが、御希望される方につきましては1,000円ちょっととか、500円ちょっととかという形でちょっとお聞きしておりますけど、そういう経費の部分でそのまま継続して御使用いただけるような形で残していてもいいというふうに言っておられます。以上でございます。

8 番 齋 藤 2年間使ってなくなった、継続されるなら幾ら払いますよということですけど、それがよかったら町としてはその辺の補助システムか何かを考えているんですかね。それ、とても福祉に使えるのに、いいというような結果的なものが出たら。その辺は政策的になるのかなとは思いますが、町長はその辺どのようにお考えでしょうか。

町 長 今、齋藤議員がおっしゃるように、まず実証実験をして、それが本当に…実証実験の段階ですから、これで、これは福祉の面ですごくいいなというようなことと、やはり福祉の面で使えるのはほかのメーカーだとかほかのこともあるんですけど、やはりランニングコストだと思うんですね、結果的に。ランニングコスト的にその御負担をしていただく部分がどの程度利用者に負担をしてもらうのか、それが完全な福祉目的で松田町の対象者が何人ぐらいいるから、じゃあその分は町で負担をしようかだとかいうのは、そういったところの実証実験の結果で検討をしたいとは思いますが、本当に福祉の目的ということであればそれ相応の対応はしたいなという気持ちはありますが、やはり費用の問題もありますので、総じて、確認をしながら検討したいというふうに思

います。

8 番 齋 藤 わかりました。結果が出次第ということなんで、できるだけ、多分お金がかかってくるのだと思います。とてもいいのに使えないという状況になったら何のためにやったのかなと思ってきますし、それを今度それぞれの町民のために使っていただけるようなシステムに移行していくのがこれを実験していくためだと思いますし、それを今後考えていただきたいと思います。

また、この通信に関してのことですけど、ついでにちょっとお聞きしたいんですけど、きのうもマイナンバー制度とかいろんなもののお話で、これから出てきますよね。今まで住基もあったのが、もうこれは使わないと、そういう話ですけど、情報漏えい問題が取り沙汰されている今ですけど、松田町のそのセキュリティーに関してはどのような形で今は行われているのでしょうか。

政策推進課長 セキュリティーというのはLANのことでよろしいですかね。（「はい」の声あり）それについては一応ウイルスソフトも入ってございますし、回線の手前にファイアーウォールも入れておりますので、基本的なものに関しては大丈夫だというふうに考えております。

8 番 齋 藤 ウイルスソフト、ファイアーウォール、これどこでも入っていると思うんですけど、年金機構も多分これ入っていたんじゃないかと思うんですよ。それでも持っていかれているんですよ。その辺で、そのワークグループは庁内はどのように分かれているんですか。ワーキンググループ。

政策推進課長 基本的に住民票とか印鑑証明を使う情報系と、それから我々がインターネットに出るものにつきましては物理的に分かれているということになっております。ですから、そこで外部から侵入があったとしても、住民票等々の情報を引き抜かれることはないと思っております。ただ、この間、新聞になっておりますあれは、一応メールが来たということになっておりますので、そこからウイルスが発生したということになっております。その辺につきましてはセキュリティーの研修等を重ねまして、職員一人ひとりのちょっとスキルを上げて、情報漏えいのないようにしたいと考えています。以上です。

8 番 齋 藤 わかりました。その辺は分かれば多少はいいと思います。それとあと、使用した人が誰だとか、そこに侵入してくるネットワークがありますよね、そ

の辺が誰だとかもわかるような仕組みになっているのでしょうか。

政策推進課長 今のところやったことはございませんけども、ログの解析でわかるということになっております。

8 番 齋 藤 わかりました。今そのネットワークの中にファクスだとかもネットワークにつながっていますか、松田町は。

政策推進課長 ファクスは別に電話番号を持っておりますので、一応LAN的にはつながっていませんけども、一応プリンターとしては使えるようになっておりますので、そこは大丈夫だと思いますけども。

8 番 齋 藤 プリンターとしてつながっているということはパソコンとつながっているということじゃないですか。ね。今、セキュリティーが甘い、ファクスから入ってくるという事例が出ているんですよ。ですので、その辺をもう少し注意しないと、持っていかれてしまう可能性もあります。それで、各自、住基やそれじゃない中でも、職員がいろんなデータをこうやりとりしていますよね。やりとりして、その場でおしまいにして、その情報は全部ゼロにして戻して、サーバーのほうに移し出すという形で持っているならいいんですけど、残したままあしたやろうといったときに、そういう形で侵入されることもあるんですよ。今。今、一番甘いファクスから侵入してくるというのが何か出ているというお話をちょっと聞いたんで、その辺をもう少しセキュリティーをしていかれたほうがいいのかと思うんです。さっき言ったように年金機構、大丈夫かなと思っているぐらいなところでも、お国の機関ですよ、もともと。そんなところですら入ってこられるんで。あのNASAにも入ってきます。ですので、その辺は十分にセキュリティーを何重にも重ねるようなこと、あとは職員のスキル、その辺のシステムの使い方等をきちんとされたほうがいいんですけど、マニュアルはあるんですか。

政策推進課長 セキュリティーマニュアルはつくってございます。それと、先ほど議員がおっしゃるのはシンクライアントのことだと思うんですけども、それにはまだこの町の庁舎は対応してございません。

それから、ファクスからというのはちょっと私初めて聞いたんで、もしそのようなことがあればセキュリティーを少し上げて、漏えいのないように努力し

たいと思います。以上です。

- 8 番 齋 藤 そういった形で、個人情報漏えいできないような仕組みを積み重ねていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。終わります。
- 9 番 鈴 木 消防費でちょっと教えていただきたいんですけども、松田町は消防の分団、8個分団ありますね。1個分団17名でみんな編成されていると思いますけれども、16名退団という1個分団なくなるということだよ。まして少子化で、みんな消防に入る人が少ない、少ないって言うてるんだけど、16人おやめに、退団されたら今運営はどうなっているのか、ちょっと教えていただきたい。
- 安全防災担当課長 退団前の人数がですね、全部で135名です。定員数140名に対して5名欠の135名ですね、16名、先ほどですね、報告させていただいたように退団されて、9名入団されておりますので、今現在128名の総消防団員数で対応しております。
- 9 番 鈴 木 その隊員に入ってもらうために、どのような努力をされているか。例えばやめる人が見つけて退団するのか。それと、前に消防団の規定があって、団員は40歳までというふうに決められていたんだけど、今もそれを守ってられるのか。それとも40過ぎてもまだ消防に入ってもらえるのか、そのところ教えていただきたい。
- 安全防災担当課長 消防団のですね、入団…入団のですね、年齢制限はございますが、退団の年齢制限は特に設けてございませんので、基本的には御自分がやっていけるということになりますと、場合によっては、今回やめられた方の中にも60の方もいらっしゃいましたので、年齢制限は特にありません。（「どうやって入るか」の声あり）そのですね、退団される方がですね、新しい方をですね、基本的には見つけていただくような形をとっていますし、分団によってはそういう方が、いい方がいて感触があればですね、自治会長さんなんかもバックアップというような形をとってですね、対応をされている分団もあります。基本的には最初に申し上げたやめられる方が中心となってですね、新しい団員の勧誘を行っております。以上です。
- 9 番 鈴 木 このようにね、日本中が災害、災害とあって、やはり消防団は大変頼りになる団でございますから、ぜひ135人ですか、140名の隊員がいる人数だから、そ

れになるように頑張ってみつけていただきたいと思います。終わります。

11番 大 館 私のきのうの一般質問で町長答弁の中でね、機構改革についておおむね順調に、初期のシミュレーションどおり機能しているというような御答弁がたしかあったと、そのようにおおむね私も聞いていました。今、利根川議員と観光課長のやりとりの中でね、残業が多くなるんで、人を観光協会に配置してもらって減らすんだというような話。機構改革をして、そういう超過勤務を減らすために機構改革をした。ちょっと食い違いがある。それとですね、先ほど利根川議員も言われましたけども、町長がきのう全協の、我々議員だけの全協の前にはですね、しかるべき人材がいるので、その人をという話で、会長とは合意ができていたけれども、局長とは、局長がはねつけているんだというような話をたしかされた。その辺のことは、本当のことはどうなのか、お知らせ願います。

議 長 その経過ですか。内容ですか。

11番 大 館 そうですよ。

町 長 きのう話をした話をあえて議会に持ってこられているので、非常にいろいろ考えるところもありますけども、あえて御質問にお答えをさせていただきます。会長と私と話ができていたということは、こういったいい人がいますので、ぜひね、そこで推薦をしたいというようなことについて合意をさせていただいたということでございます。会長からは、最終的な人事権は会長にありますので、そこから先は私のほうで判断をさせていただくということまでの合意でございます。以上です。

11番 大 館 それでは、きのうの私の一般質問の機構改革の成果として順調に推移しているという話なんですけども、今、利根川議員と課長のやりとりの中ではね、残業をなくすためにというような答弁がありましたので、その辺の話が食い違っちゃっているからお尋ねしているんです。

議 長 残業を突出しての質問になりますか。

参事兼総務課長 きのうの答弁の中で町長こういうふうに申し上げたかと思います。そのときに、きのうの…今回の条例を可決させていただくに当たって、総務文教常任委員会での報告を引用させていただくという言い方の中で御説明したかと思いません。説明申し上げたかと思います。その中で観光経済課においては超過勤務問

題を解消するため、観光協会への委託業務について抜本的な対策を講じることという附帯条件をつけていただいた上で賛成いただいたと。それに沿って…それがあったのできのうのような答弁になったということで御理解いただければと思います。

11番 大 館 わかりました。それは私の思い違いとか。要は、町長は答弁されたのが全て、私としては順調に推移しているというふうな解釈をしていた。それで今、こういう質問をした。それで、先ほど私もね、提案をさせていただきましたけども、やっぱり疑念の問題についてはきちっと精査しなければいけませんから、あくまでも、98条で結構ですから、設置をしてもらう、そういう取り計らいをぜひ、議長、それはお願いしますよ。ね。よろしくをお願いします。

議 長 後刻やります。ほかにございませんか。この辺で打ち切って、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第32号平成27年度松田町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第33号平成27年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 社 課 長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第33号平成27年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。